

【議事録】要点筆記

会議名	海釣機能専門分科会 (令和元年12月18日開催分)	会場	芦屋町役場 44会議室		
日時	令和元年12月18日(水) 14:00~15:30				
件名・議題	1 開会 2 議事 (1) 専門分科会のまとめ				
委員の出欠	会長	吉田 博司	出	郷原 未来	欠
	副会長	皆川 公一	出	西森 誠	欠
		鶴原 修	出	河村 拓磨	出
事務局等の出席	【事務局】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋町 芦屋港活性化推進室 ・ 芦屋町 産業観光課 商工観光係 【支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県北九州県土整備事務所、福岡県港湾課ともに欠席 				
合意・決定事項	<p>○漁協エリアとのすみわけが重要でデリケートな問題であるため、現地で漁協関係者と事務局や委員で確認をしながら、配慮してすすめる。</p> <p>○検討報告書については、今回の意見ふまえ、事務局と正副会長で精査をし、各委員で確認のうえ、成案とする。</p>				

海釣機能専門分科会（12月18日開催分） 議事録

1 開会

■事務局より、出席者数（4名）・欠席者数（2名）・傍聴者（なし）について報告。

2 議事

（1）専門分科会のまとめ

■資料の海釣機能専門分科会検討報告書（素案）について、前回意見をいただき素案を事務局で作成した。項目毎に、特に重要な箇所について審議を行った。

①北防波堤（沖波止）の利用について

■事務局より資料 3 ページの①沖波止の利用については、ガイドラインにより安全性の問題や、防波堤開放が現段階での検討が困難なため、将来的な検討課題としたい旨を説明。

○沖波止については、漁協の斜路を利用しボートで渡っている。見かけたら注意はしている。県管理の港湾であるため、県にも報告している。沖波止へは船で渡るしかないので、漁船の往来に危険が伴うことから、開放に賛成はできない。【委員】

○沖波止の開放は現時点では難しい。【委員】

○宗像市では鐘崎と大島に沖波止がある。鐘崎に関しては、釣り禁止となっており、人を見かけた場合、すぐにマイクで降りるように放送や漁船が向かい降ろす対応をしている。大島に関しては、2ヶ所あるが釣り禁止である。過去に収益事業として、漁協が認可を出して渡船をしていたが、釣果があるため、人が多く来すぎるなどの問題があり禁止となった。沖波止については、安全面を考えると越えないといけないうハードルは高い。検討課題としているが、現時点での実現は難しい。【会長】

○まずは第一目標として、今回計画している波除堤での海釣施設を開放することが重要である。開放に危険が伴う部分については、今後の検討事項として優先順位を下げる必要がある。【会長】

②海釣機能のあり方、利用の範囲

■事務局より資料 4 ページの海釣機能のあり方、資料 5 ページの利用の範囲について説明。利用範囲については、先端は灯台が設置されるため 10mを使用不可とする案

を説明。

○波除堤の先端 10mを禁止と決めるのはどうなのか。【委員】

⇒先端は魚が釣れるため、人が多くトラブルも多い。また、仕掛けを流す釣り人もおり、ボート利用者とのトラブルも考えられる。実際に先端をフェンスで入れない様にするなどの対応をしている防波堤も多い。【会長】

⇒できればフェンスは設置せずに先端部分は色分けして注意喚起をしたり、注意看板を設置するなどの対応としてはどうか。【委員】

⇒波除堤の構造などが決まっていないうちで、先端 10mを除くような表現は行わず、利用範囲は新設する波除堤とする。また、先端部分については、注意喚起を行うなど運用面の課題として記載内容を修正する。【事務局】

○30 年度検討の東防波堤から新設する波除堤に海釣機能は変更となったが、釣り専用の波除堤となるため、海釣機能としては理想的であると考えている。しかしながら、ボート係留施設とのトラブルを考慮し、ボート利用者とのすみわけを十分に行う必要がある。【会長】

③ターゲット層

■事務局より資料 7 ページのターゲット層について説明。海釣施設運営施設協議会でイベントを検討しており、中上級者を対象にしたイベントを実施するなども検討していくことを追記したいことを説明。

○芦屋港は初心者・ファミリー層がターゲットの施設であるが、そこで終わるのはもったいない。ステップアップした際に、海釣施設運営協議会と漁協など地元の関連団体との連携し、船釣りなどの計画を将来的に考えるべきである。すぐには無理であるが、将来的に検討する事項として記載してはどうか。海釣施設運営協議会の方針とも合致する。【会長】

⇒そのとおりであり、ぜひ検討していくべきである。【委員】

④利用料金・利用時間、管理運営方法

■事務局より資料 8 ページの利用料金、利用時間、管理運営方法について説明。

○意見がないので、前回の会議で出たように、東防波堤の場合と同様ということで、記載の内容ですすめる。【会長】

⑤漁協エリアとのすみわけ、動線の確保

■事務局より資料 9 ページの漁協エリアとのすみわけ、動線について説明。

○非常に大事な部分である。【会長】

○フェンスの図面を報告書に載せる場合、事前に漁協と調整をしてもらいたい。【委員】
⇒漁業者と現地で図面を見ながら、フェンスの設置場所について一緒に確認できないか。【委員】

⇒漁協としても、そのような機会を設けてもらえるとありがたいのでお願いしたい。
【委員】

○海釣施設の計画について、漁業者の反応はどうか。【委員】

⇒基本的には反対である。今年の夏はマナーが悪く、トラブルも数件発生している。ただし、それを言っても先に進めない。まずはすみわけを行い漁協内に入れないうようにすることが近道であり、漁業者の理解を得やすい。禁止にするのは簡単であるが、それでは本末転倒である。【委員】

⇒漁業者側の考えを理解して、できる限り問題をクリアできるようにすすめたい。
【委員】

○ルールやマナーを周知徹底するのに一番の近道は、看板の設置である。日本釣振興会で看板の設置もしており、協力できる体制はできている。漁協に許可してもらるのであれば、看板の設置もすみわけと併せて検討してもらいたい。【会長】

○意見をまとめると、漁協エリアとのすみわけ、動線の確保は非常にデリケートな問題であり、図面に線を引くというよりも、現地を関係者と視察や協議をしながら配慮したすみわけをする必要がある。漁業者にとって漁港は生活の基盤となる仕事場である。仕事場でのトラブルはできる限り避けたいといけない。施設を長く使用できるように、想定できるトラブルは避けるようにしなければならない。9ページの今後の検討課題の記載内容にすべてが集約されており、今後きちんと検討していく必要がある。【会長】

○報告書については、今回の意見をふまえて事務局にて案を作成し、正副会長と精査する。その後、各委員に確認していただき、推進委員会へ報告していく。【事務局】

以上